

第6回石綿飛散防止小委員会でのいただいた意見と対応(案)

参考資料1

1 特定粉じん排出等作業中の大気濃度の測定について

いただいたご意見	対応(案)
<p>産業界としては、作業基準の徹底がまず重要だろうと考えており、案1はやらなければいけないだろうと認識している。案2については、条件として一定規模、期間があり、漏洩がない目安として示しているということであれば産業界としても前向きにとらえたいと思うが、目安の値や目安を超えた場合の対応は合理的にしていたかどうかをお願いしたい。【吉住委員】</p>	<p>答申案Ⅲ4(1)において、隔離場所からの漏えい監視の強化について記載。 また、大気濃度測定に係る検討の経過として、答申案Ⅲ4(2)において、上記に加えて、ある程度期間を要する一定規模以上の除去等作業を対象に、予期せぬ箇所からの石綿の漏えいの有無を確認し、測定により漏えいが認められた場合は一旦除去等作業を中断して当該箇所における隔離措置等の石綿飛散防止に係る措置を点検・改善するため、隔離場所周辺での大気濃度の測定を行うことが考えられる旨を記載するとともに、指標の値の考え方や、指標を超過した場合、作業を一時中断し、改めて作業開始時と同様の確認を行った上で作業を再開することが考えられるが、作業再開に向けた必要かつ合理的な措置についてさらなる検討が必要である旨を記載。</p>
<p>測定については、行うことで近隣の市民が安心できるということもある。市民から測定結果について問い合わせがくることもある。 総繊維数が10本/Lを超えた場合の対応だが、マニュアルレベルで一時中断となるのか。自治体によってばらばらになることもあるので、しっかり決めたほうがよい。【中村委員】</p>	<p>大気濃度測定に係る検討の経過として、答申案Ⅲ4(2)において、指標を超過した場合、作業を一時中断し、改めて作業開始時と同様の確認を行った上で作業を再開することが考えられるが、作業再開に向けた必要かつ合理的な措置についてさらなる検討が必要である旨を記載。</p>
<p>日建連内で意見を聞いたが、どちらの案がいいと言うことまでは言えない状況であった。ただし、案2の測定は時間がかかるので工事が終わっていると意味がないのではないかという意見をいう方もいた。やるなら迅速にやらなければ意味がない。一方、ずさんな工事を防止するという点では意味があるのではないかと思う。やるのであれば正直者が馬鹿をみないよう、法律で測定を義務付けるべき。我々も測定をすることがあるが、それは漏洩監視というよりはリスクヘッジという観点でやっていることが多い。案2で賛成するが、迅速に結果が出る必要がある。【笠井委員】</p>	<p>大気濃度測定に係る検討の経過として、答申案Ⅲ4(2)において、ある程度期間を要する一定規模以上の除去等作業を対象に、予期せぬ箇所からの石綿の漏えいの有無を確認し、測定により漏えいが認められた場合は一旦除去等作業を中断して当該箇所における隔離措置等の石綿飛散防止に係る措置を点検・改善するため、隔離場所周辺での大気濃度の測定を行うことが考えられる旨を記載するとともに、総繊維数濃度であっても測定に平均的に5〜7日を要すること等、測定の迅速性に留意が必要である旨を記載。</p>
<p>測定地点について、工事は様々な場合があるので4点と決めないでほしい。少ない地点しかできないときもあるし、もっと多くの地点で測定が必要な時もある。幅を持たせてほしい。【笠井委員、浅見委員】</p>	<p>大気濃度測定に係る検討の経過として、答申案Ⅲ4(2)において、測定点については、作業場所周辺で行うことが考えられるが、除去等作業の現場の状況に応じた適切な測定地点が選定できるよう検討し、具体化する必要がある旨を記載。</p>
<p>案2に賛成だが、総繊維数10本/Lは基準として甘すぎるのではないか。一般環境では1本もほとんど出ない。10本以下でも漏洩をしていることもある。総繊維数1本/Lとした方がよいのではないか。【山神委員】</p>	<p>大気濃度測定に係る検討の経過として、答申案Ⅲ4(2)において、指標の値については、仮に総繊維数濃度1本/Lとした場合、これはバックグラウンド濃度に近い値であるほか、事業場によっては除去等作業を行う前から超過している場合があり、除去等作業以外の要因により容易に作業が中断されるおそれがある。これを踏まえ、特定粉じん発生施設の敷地境界基準等も参考としつつ、10本/Lを指標とすることが考えられる旨を記載。</p>
<p>案2でいいと思うが、総繊維数10本/Lは高すぎるのではないかと思う。また、測定は法律で義務付けるべき。【渡辺委員】</p>	<p>答申案Ⅲ4(2)において、当面利用可能な測定方法について一定の結論を得たものの、現状では全国一律での測定の制度化には困難な課題が残っている旨を記載。</p>
<p>案1に賛成。もし測定をするということであれば、法で義務付け罰則もかける等、きちっとした制度で定めて、マニュアルで定めるというような形にはしないほしい。きちっとやっているところは漏洩していない。測定をしないようなところが漏洩させる。きちんとしている業者が馬鹿を見ないようにするべき。【出野委員】</p>	<p>答申案Ⅲ4(2)において、当面利用可能な測定方法について一定の結論を得たものの、現状では全国一律での測定の制度化には困難な課題が残っている旨を記載。</p>
<p>分析は繊維を数えるので技術が必要。今は第一種作業環境測定士の粉じんのところで教育をしており、また、日本環境測定分析協会や日本作業環境測定協会が精度管理の取組はしているが、分析者の要件はしっかり決める必要がある。【外山委員】</p>	<p>答申案Ⅲ4(3)において、大気濃度測定の精度の担保については、測定に当たって、民間機関における精度管理の取組に参加しており、一定の技術力を有している事業者を選択することが望ましいこと、また、環境省は、測定・分析を行う事業者に対する精度管理の取組への参加促進や、施工者がこうした精度担保の取組に参加している事業者へ委託するよう情報発信を強化すべき旨を記載。</p>
<p>測定は民間業者でやるのであれば、資格制度でやるのが理想だが精度管理は必須としてほしい。【山神委員】</p>	<p>答申案Ⅲ4(2)において、当面利用可能な測定方法について一定の結論を得たものの、現状では全国一律での測定の制度化には困難な課題が残っている旨を記載。</p>
<p>測定は通常、サンプリングして試料を持ち帰って分析ということだと思うが、自治体が立入検査に入る際は、専門家と一緒にその場で分析する等のモニタリングのシステムを考えていく必要がある。【山神委員】</p>	<p>立入検査の方法は自治体の裁量に委ねられるものであるが、答申案Ⅲ6(4)において、国として、都道府県等に対する技術的支援を行うべきである旨を記載。</p>
<p>神戸の震災でアスベスト飛散が問題になった。解体時の測定をしたが後で結果がでもあまり意味はない。当時は現地で分析して1時間ほどで結果を出していた。コストを考えずにやっており、現実できるかはわからないが、それが一番効果的である。【小坂委員】</p>	<p>現場で測定する方法が効果的であるが、分析に必要な機器の普及状況等を踏まえ、全国一律でこれを義務付けるまでの体制が整っていない状況であると考えられる。答申案Ⅲ4(2)において、当面利用可能な測定方法について一定の結論を得たものの、現状では全国一律での測定の制度化には困難な課題が残っている旨を記載。</p>
<p>案2でかなりの進歩があると思うので賛成。だれがどのように確認するかということができると、ある程度リアルタイムのデータが必要になってくる。アンケートで数日かかると出ているが、それは分析機関に試料が入って、確認してということも含めた結果である。例えばファイバーエアロゾルモニターの結果を見ながら濃度が高くなればバックアップフィルターを蛍光顕微鏡で分析する等の迅速に確認できるシステムを将来的に考える必要がある。【山神委員】</p>	<p>答申案Ⅲ4(2)において、当面利用可能な測定方法について一定の結論を得たものの、現状では全国一律での測定の制度化には困難な課題が残っている旨を記載するとともに、総繊維数濃度であっても測定に平均的に5〜7日を要すること等、測定の迅速性に留意が必要である旨を記載。</p>

分析は急ぎの場合でも5日以上かかる機関があることを考えると本当に工事を止められるような期間で結果がでてくるのか。何が原因で期間が違うのか調べて対応をとる必要があるのではないか。【渡辺委員】

大気濃度測定に係る検討の経過として、答申案Ⅲ4(2)において、平均では5～7日と石綿繊維数濃度の測定と比較して短い期間で測定できる総繊維数濃度を測定対象とする場合であっても、例えば測定に1週間、測定結果を踏まえ改善措置を実施した後の除去等作業の期間を測定と同程度の1週間とした場合、少なくとも全体で2週間程度要することになり、これと同程度以上の期間を要する特定粉じん排出等作業は、隔離措置を伴う作業件数全体の2割程度にとどまる旨を記載。また、当面は総繊維数濃度を迅速に測定する手法や、作業管理に総繊維数濃度を用いる際の課題と対応を調査・研究するとともに、将来的には、アスベスト大気濃度調査検討会において漏えい監視の観点からの目安として示された石綿繊維数濃度1本/Lを指標として大気濃度測定を実施できるよう、引き続き技術的課題等の解消に向けて取り組む必要がある旨を記載。

2 今後の石綿飛散防止の在り方の方向性について

いただいたご意見	対応(案)
5ページ目の特定建築材料以外の建材のところで、規制の対象にするところがある、それがどうかは事前調査をしないとわからない。また10ページ目の飛散性が高い建材も使用されているかどうかは事前に調査をしないとわからない。実効性があるのか。【廣田委員】	答申案Ⅲ1(1)において、特定建築材料以外の石綿含有建材を、事前調査を含む特定建築材料に係る規制の枠組みの対象とするべきとしており、2において、事前調査の信頼性の確保にて記載している。 また、答申案Ⅲ2(2)において、一定の知見を有する者の活用の仕組みは石綿則に係る検討を踏まえたものとするべき旨記載するとともに、一定の知見を有する者による事前調査を特に実施すべき、飛散性が高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物については、建築物の構造等を踏まえて検討する旨を示している。
事前調査の資格者を義務化するのであればどの範囲の建物を誰が調査するのかを明確に示すべき。【中村委員】	答申案Ⅲ2(2)において、一定の知見を有する者の活用の仕組みは石綿則に係る検討を踏まえたものとするべき旨記載するとともに、一定の知見を有する者による事前調査を特に実施すべき、飛散性が高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物については、建築物の構造等を踏まえて検討する旨を示している。
特定建築材料以外の建材の除去計画を都道府県が確認して計画変更命令をする場面が少ないとは言いがけない。前とのつながりが悪く表現を変えた方がいいのではないか。【外山委員】	答申案Ⅲ1(1)において、特定建築材料以外の石綿含有建材を届出の対象としない背景について、特定建築材料以外の石綿含有建材については、特定建築材料の除去等作業ほどの専門的な機器等を使用する措置は要しないと考えられるとの作業の特性を記載することとした。
レベル3建材については届出を要しないとしているが、作業計画はつくることとしている。この辺りをもう少し説明してほしい。【島委員】	答申案Ⅲ1(1)において、特定建築材料以外の石綿含有建材については、都道府県等の立入検査等により、適正な飛散防止措置を担保することとし、立入検査等の際に確認できるよう、作業開始前に、施工者が作業の方法や作業時の石綿の飛散防止措置等を含む作業計画を策定させることとするのが適当である。
最後のポツのなお書きの事前調査方法等の周知が、誰への周知なのかははっきりしない。【外山委員】	答申案Ⅲ2(1)において、周知の対象者として、事前調査の義務のある解体等工事の施工者を記載。
現状において調査者の第三者が難しいのは理解するが、必要かどうかの検討も将来に行うこととするのか、必要性までは今回示すのか。【島委員】	答申案Ⅲ2(2)において、一定の知見を有する者の育成状況等を踏まえつつ、将来的に知見を有する第三者による調査について検討することが考えられる旨記載。
周辺住民に知らせるという意味で掲示は重要。ただ、石綿のためだけに掲示をいろいろやるのは大変なので、他の掲示物とあわせて掲示の大きさや字の大きさを考えるべき。【谷口委員】	答申案Ⅲ2(3)において、掲示について、掲示は工事期間を通して行わなければならないことや、公衆に分かりやすく見やすいような掲示の内容等を明確にする旨を記載。また、答申案Ⅳにおいて、技術的事項については、今後更に検討を行い、明確化する必要がある旨を記載。
作業していると作業計画通りにいかない場合がある。そうした場合は計画の変更をきっちりと記録するように付け加えていただきたい。【笠井委員】	答申案Ⅲ3(2)において、記録の内容について、当初の計画から変更があった場合にはその旨の記録を含むことを記載。
発注者に報告することを義務付けるべきとあるが、作業完了を行政に届け出ないということでもいいのか。建り法も同じ規定があるがうまく回っていない。事前調査結果とあわせて行政に届け出る方がいいのではないか。また、罰則も必要である。【出野委員】	答申案Ⅲ3(3)において、特定粉じん排出等作業の発注者は、都道府県等に届出を行うこととされており、また、工事の請負契約に施工者の作業基準の遵守を妨げる条件を付さないよう配慮しなければならないこととされていることを踏まえ、発注者に報告することとするの考え方を記載。 また、都道府県等は、報告徴収や解体等工事現場への立入検査の権限を活用することにより、規制を運用することが適当と考えられる。
完了の報告を行政に行うことは重要である。将来的にはということでも入れられないか。【外山委員】	答申案Ⅲ3(4)において、事前調査の結果や特定粉じん排出作業に係る記録保存の義務付けに伴い、記録が保存される、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の施工者の事業場にも立ち入ることができるよう、大防法における立入検査の対象を拡大すべき旨を記載。
完了の記録は発注者も保存するということが必要ではないか。【笠井委員】	特定建築材料以外の石綿含有建材を対象とすることにより、戸建て住宅等も規制の対象となることも踏まえる必要があると考えている。答申案Ⅲ3(2)において、記録保存義務の対象は受注者とする旨を記載している。
マニュアル類の一本化は、ぜひ進めてほしい。簡易届出の電子システムも連携を検討するとしているが、ぜひ両方の届出が一緒にできるような形にしてほしい。システム作成の段階からそれを意識して考えることが必要。【吉住委員】	答申案Ⅲ6(1)において、都道府県等への事前調査の結果の報告について、電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化を含め、大防法と安衛法(石綿則)の連携について記載。
普及啓発のところで、この改正で発注者に個人も含まれるようになる。個人に対していかに啓発するかを考える必要がある。個人が建物を解体することは一生に一度あるかないかである。例えば標準的な金額を示す必要があるのではないか。【廣田委員】	答申案Ⅲ6(5)において、建築物等の所有者等に対して、分かりやすいリーフレット等を作成して建築物のライフサイクルにわたる石綿飛散防止対策の重要性を周知する必要があること、また、建築物等の所有者等に対して、分かりやすいリーフレット等を作成して建築物のライフサイクルにわたる石綿飛散防止対策の重要性を周知する必要があること等、普及啓発の取組について記載。
原形のまま取り外すというところがあるが、どこまでを原形のまま取り外すとするのか。あまり厳格にやると多くの場合は取り外すことが困難になるので注意が必要。【笠井委員】	答申案Ⅳにおいて、技術的事項については、今後更に検討を行い、明確化する必要がある旨を記載。
隔離を解く前は飛散のおそれがないことを確認すべきとしているが、測定をしてみた方がいい。【外山委員】	
取り残しの確認は吹付け材の除去を意識して書いている気がするが、成形板は除去すると建物自体がなくなるので、確認の時点を確認する必要がある。【浅見委員】	